

令和3年度寝屋川市介護サービス整備事業者の公募に関する質疑応答集

認知症対応型共同生活介護について	
Q. 寝屋川市の地区計画区域にて、建築物の用途制限がかかる地域があるのですが、打上地区の地区計画の「住宅地区」という地域でグループホームの建築は出来るのでしょうか？	A. 住宅地区の指定および解除については当市2軸化事業本部が担当課となっております。建築の是非や諸手続きにつきましては、当市2軸化事業本部に確認いただきますようよろしくお願いいたします。
看護小規模多機能型居宅介護について（1）	
Q. 現在運営しているサービス付き高齢者向け住宅に看護小規模多機能型居宅介護を併設し、入居者様への支援も含め、運営したいと考えているが可能か？	A. 可能です。
Q. 現在運営しているサービス付き高齢者向け住宅に看護小規模多機能型居宅介護を併設するにあたり、浴室・トイレ・食堂・台所・事務所等の併用は可能でしょうか？	A. 利用者の提供に支障がない場合については、可能です。 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第175条第3項参照)
Q. サービス付き高齢者向け住宅設備と併用の可否について、居間・食堂・台所・浴室・消火設備等の広さや性能等の基準はありますでしょうか？	A. 消火設備に関しましては、消防法その他の関係法令に示される規定を満たす必要があります。居間・食堂・台所・浴室などの広さや性能の基準に関しましては、看護小規模多機能型居宅介護の基準を満たす必要があります。 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第175条第2項各号参照)

看護小規模多機能型居宅介護について（２）	
Q. サービス付き高齢者向け住宅設備と併用の可否について、現在運営しているサービス付き高齢者向け住宅に看護小規模多機能型居宅介護を併設するにあたり、 出入口の併用は可能でしょうか？	A. 特に規定はありませんが、他法令の規定についてご確認くださいませようお願いします。
Q. 同一建物内で行うにあたり、訪問看護管理者と看護小規模多機能居宅介護の管理者は兼務できますでしょうか？	A. 看護小規模多機能型居宅介護事業所が健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者または従事者としての職務に従事する場合は可能です。 （「指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について」のうち第3 地域密着型サービス 八の2の(2)の①のハ参照）
Q. 管理者と代表者は兼務できますでしょうか？	A. 管理者は原則常勤専従となります。ただし、管理上支障がない場合、当該サービス事業所の他の業務に従事することに差し支えありません。 （指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第172条参照）
Q. 代表者は法人の代表者を指すという認識で良いでしょうか？	A. 御認識のとおりです。なお、法人の規模等により理事長や代表取締役を代表とすることに合理性を欠く場合につきましては、当該サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。 （「指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について」のうち第3 地域密着型サービス 八の2の(3)の①参照）

特定施設入居者生活介護について（１）	
Q. 既存のサービス付き高齢者向け住宅が特定施設の施設基準を満たす場合、サービス付き高齢者向け住宅の建物を特定施設として申請することは可能か？	A. 可能です。ただし、特定施設入居者生活介護の指定基準を満たしている必要があります。
Q. すでに運営しております住宅型有料老人ホームからの転換について内容がございません。こちらは新規開設施設のみの募集でしょうか。	A. 既存の住宅型有料老人ホームからの転換も対象です。ただし、特定施設入居者生活介護の指定基準を満たしている必要があります。
Q. 特定施設入居者生活介護は第二種社会福祉事業か？	A. 特定施設入居者生活介護は「公益事業」です。
Q. 対象敷地が生産緑地の場合、一般的には建物を建築する際は生産緑地の解除が必要かと思われます。医師の診断書を提出し、生産緑地の解除になるかと思えます。しかし、小規模特養やグループホームの場合は公益性の高い建物として、医師の診断書等は不要となり、収用として生産緑地の解除をすぐに行えたかと思えます。特定施設入居者生活介護も扱いは「公益事業」ですので同じような方法で、医師の診断書が必要なく、生産緑地の解除は出来るのでしょうか？	A. 生産緑地の指定および解除については本市２軸化事業本部が担当課となっております。解除に必要な要件や諸手続きにつきましては、本市２軸化事業本部に確認いただきますようよろしくお願いいたします。
Q. 今回の募集は特定施設入居者生活介護の募集になりますが、(介護予防)特定施設入居者生活介護を含む募集でしょうか。または介護専用型の募集でしょうか。	A. 混合型の募集となっております。

特定施設入居者生活介護について（２）

<p>Q. 全居室が介護専用居室（介護を行うことができる一般居室を含む。）であって利用者を移す必要がない場合は、一時介護室を設けなくてもよろしいか？</p>	<p>A. 御認識のとおりです。平成 13 年 3 月 28 日発出「運営基準等に係る Q &amp; A」XII の 1 をご参照ください。 （根拠法令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 177 条第 3 項）</p>
<p>Q. 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）が、準耐火建築物であれば、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第 37 号）177 条第 2 項」に該当しなくても良いでしょうか？</p>	<p>A. 御認識のとおりです。ただし、耐火建築物または準耐火建築物でない場合は、当該条文の規定を満たす必要があります。</p>
<p>Q. 「機能訓練室」と「談話室・食堂」の併用は可能でしょうか？</p>	<p>A. 原則的に「機能訓練室」は必要ですが、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合はその限りではありません。 （指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 177 条第 3 項参照）</p>
<p>Q. 介護居室・浴室・便所・食堂・機能訓練室の広さと個数に基準はありますか？</p>	<p>A. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 177 条第 4 項のとおり基準があります。</p>